

横浜南税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒236-8550 横浜市金沢区並木3-2-9 TEL 045 (789) 3731 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

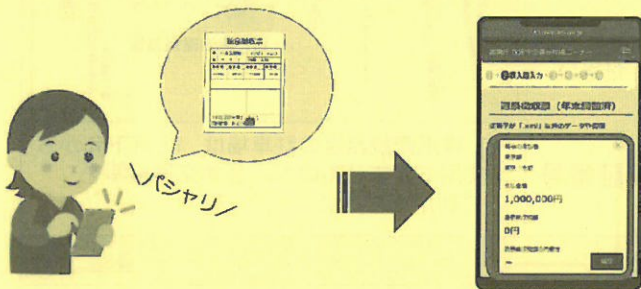
確定申告は
スマホからがおすすめです！



【申告書等作成コーナー】 【作成方法などの動画はこちら↑】

ポイント① スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り、自動入力！

ポイント② マイナンバーカードを利用→マイナポータル連携で、収入や控除を自動入力！(注1)



収入関係

NEW
給与所得の源泉徴収票
公的年金等の源泉徴収票
株式の特定口座

控除関係

医療費・ふるさと納税
生命保険・地震保険
社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金) NEW
iDeCo・小規模企業共済掛金 NEW
住宅ローン控除関係

(注1) 各種情報を自動入力の対象にするためには、各証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応していること等の各種要件があります。

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間	対 象 者
令和6年 2月2日(金) ～ 2月9日(金) (土、日及び祝日を除く。)	ウィリング 横浜	横浜市港南区 上大岡西1-6-1 ゆめおおおか オフィスタワー 501～503号室	【相談】午前9時30分～午後4時 【開場】午前9時00分～ ※ 事前申込をお願いします。 ※ 混雑回避のため、開場時間(9時)より 前には会場建物に入らないようご協力 ください。	年金受給者 給与所得者 (注2)

(注2) 事業所得、不動産所得、土地・建物及び株式の譲渡所得などの他の所得がある方、住宅ローン控除を初めて受ける方(初年度)、その他相談内容が複雑な方は、対象とはなりません。

○ 申告書等の提出のみの場合は、横浜南税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください(郵送の宛て先は裏面へ)。

○ 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、**オンラインによる事前申込**となります。

○ オンラインによる事前申込は、令和6年1月10日(水)から可能です。

詳細は、右記事前申込サイトをご参照ください。なお、**電話での受付は行っておりません。**

○ オンラインによる**事前申込サイトの操作方法**についてのお問合せは、以下へお願いします。

【050-1808-7285】(受付時間：平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)

○ 当日に空きがある場合は、事前申込していない方に当日の入場時間を区切った入場整理券を配付します(配付は午前11時30分から)が、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。

○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。

○ ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等をご持参ください。

○ 2月9日(金)は、税理士会独自事業確定申告無料相談となります。

(裏面もご覧ください。)

事前申込サイト

無料申告相談専用

LINE 事前申込

Web 事前申込

https://coubic.com/tochi102/booking_pages

LINE

申告書作成会場の開設について

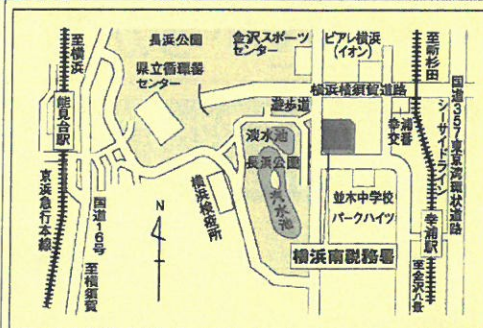
～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除く。(注)	横浜南税務署	横浜市金沢区 並木3-2-9	【受付】 午前8時30分～午後4時 ※ 入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切ります。 【相談】 午前9時15分～午後5時

お持ちいただくもの

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類、金融機関及び口座番号がわかるもの
- ② マイナンバーカード(※)
※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です
(スマホ申告の際に必要となります。)
・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
・ 運転免許証等の身元確認書類
・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類
- ③ e-Taxの利用者識別番号(半角数字16桁)及びその暗証番号がわかる書類(お持ちの方)

案内図



※ 横浜南税務署の駐車場は、12月下旬から使用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

入場整理券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
 - 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ります。
 - 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
 - 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手できます。
- ぜひ、LINEによる事前発行をご利用ください。なお、提出のみの場合は、入場整理券は不要です。

オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから！



(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

郵送での提出先は東京国税局業務センター横浜南分室です

【宛て先】〒236-8551 横浜市金沢区並木3-2-9
東京国税局業務センター横浜南分室

なお、横浜南税務署に直接お持ちいただき、ご提出できます。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。

確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください！！

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド
(税額の計算方法)

